

在学生諸君へ

～不正行為処分に関するお知らせ～

筆記試験において不正行為を行うと、下記①②③の処分が科せられます。

(①は、不正行為の内容によって処分内容が異なります。)

- ① **譴責** もしくは **停学または退学**
- ② **当該学期におけるすべての履修科目の成績評価無効**
- ③ **当該年度の新たな履修登録一切不可**

◎不正行為とは・・・

- ・ 持ち込みが許可されていない参照物(ノート、教科書、参考書、コピー等)及びカンニング・ペーパーや許可されていない電子機器等を使用する行為
- ・ 参照物・所持品・身体・机等への不正な書き込みを利用する行為
- ・ 他の受験者の答案を書き写す行為、あるいは他の受験者に自己の答案を見せる行為
- ・ 他の受験者と答案を交換する行為
- ・ 参照物等を貸借する行為
- ・ 言語や動作等により他の受験者から解答を教えてもらう行為、あるいは教える行為
- ・ 他人に受験を依頼する行為、あるいはこれを受ける行為
- ・ 集団的・組織的カンニング
- ・ カンニングの強要
- ・ 試験監督者の指示に従わず、公正な試験を妨げると認められる行為
- ・ その他、前各号に準ずると認められる行為